

街頭消火器の増設について

杉並区では「初期消火設備の整備に基づき、大地震等発生と同時に起こると予想される多発的火災や平常の火災を、区民の協力によって初期に防止し、区民の生命と財産の安全を図るため」に街頭消火器を設置しております。

区といたしましては、予算の範囲内で、各地区の要望に応じて、街頭消火器を増設（現在は約 50～60 メートルを目安に設置）していきたいと考えておりますので、各地域で設置希望場所をご検討いただき、お気軽にご相談ください。（職員が現場確認いたします。）

（※私道については、土地所有者全員の承諾が必要となりますので、ご注意ください。）

街頭消火器の設置数は？

・平成 15 年頃は 5,700 基程度設置しておりましたが、令和 2 年度末で 5,428 基となっております。令和元年度末までは減少傾向が続いておりましたが、令和 2 年度は各防災会等にご協力いただき前年度比で約 90 基の増となりました。

街頭消火器の設置・維持管理は？（すべて区が負担します）

- ・街頭消火器の新規設置まで、1～2 週間程度要します。
- ・街頭消火器は、年に一度、消火器・格納箱・支柱の状態を区内設置分すべてについて確認し、不備のあるものは修理・交換を行っています。
- ・街頭消火器は、火災の初期消火のためであれば、どなたでもご利用いただけます。

消火器・格納箱・支柱の交換は？

・消火器は、10 年を目安に、また格納箱と支柱は破損や劣化の状態に応じて、交換を行っています。

消火器・格納箱の破損やいたずら等が発生したら？

・破損等を発見しましたら、早急に対応いたしますので、お手数ですが防災課までご連絡ください。

